

後期高齢者医療制度のお知らせ

被保険者証について

被保険者証が変わります。

新しい被保険者証（ピンク色）を、7月下旬に、ご自宅に簡易書留にて郵送いたします。

若草色の被保険者証は、8月1日以降ご使用になれません。

新しい被保険者証（ピンク色）が届きましたら、8月1日以降に若草色の被保険者証は保険福祉課に返却するか、破棄してください。

また、8月1日以降、病院や薬局の窓口では、新しい被保険者証（ピンク色）を提示してください。

《住民税非課税世帯に属する被保険者の方へ……》

住民税非課税世帯に属する方は、通院の際に『限度額適用・標準負担額減額認定証』を病院の窓口へ提示すると、窓口での支払いを自己負担限度額までにとどめることができます。

また、入院の際に提示すると食事代が減額されます。

この減額認定証の交付を受けるには、申請が必要です。

住民税非課税世帯に属する方は、保険福祉課へ申請してください。

保険料について

後期高齢者医療制度では、被保険者一人ひとりに対して保険料を計算します。

原則、7月中旬頃に保険料額及び納付方法の通知を役場から送付します

○保険料の計算方法

保険料額は被保険者全員が定額を負担する「均等割額」と、その方の所得に応じて負担する「所得割額」の合計額になります。

※平成25年度の保険料の計算方法は下記のとおりです。

$$\begin{array}{ccc} \text{均等割額} & + & \text{所得割額} \\ \text{39,120円} & & \text{(総所得金額等※-33万円)} \\ & & \times 7.5\% \\ & = & \text{年間保険料額} \\ & & \text{(限度額55万円)} \end{array}$$

※総所得金額等とは

- ・各収入から必要経費（公的年金控除額や給与控除額等）を差し引いた所得の合計額で、申告分離課税の所得金額や山林所得金額を含みますが退職所得は含みません。
- ・遺族年金や障がい年金は収入に含みません。
- ・各種所得控除（社会保険料控除・配偶者控除・扶養控除・医療費控除等）は適用されません。